

(付表-1①)

[添付資料: 2]

20××年度

環境(SR課題)改善計画書兼進捗管理書 (20××年×月~20××年×月)

〇〇△△株式会社

計画書制定日: 20××年×月×日

実績記入日: 20××年×月×日

環境改善目標	具体的施策		目標と日程											実行責任者		
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		3月	
1 生物多様性 「京都市生物多様性プラン」に基づく緑化活動(希少植物の生息域外保全) (年間1株以上)	1.1フタバアオイ 1.2フジバカマ 1.3ヒオウギ 1.4キクタンギ	目標	計画	説明会	植栽	育成	成長	▲▲								
		実績・実施	○	○	○											
		観察・成長度				写真①	写真②	写真③	写真④	写真⑤	写真⑥	写真⑦	写真⑧	写真⑨		
		・昆虫、鳥				記録①	記録②	記録③	記録④	記録⑤	記録⑥	記録⑦	記録⑧	記録⑨		
		・特記事項				特記①		特記②			特記③			特記④		
		適合性評価	A	A	A	A	B	A	C	B	A	A	A	A		A
2 生物多様性 「京都市生物多様性プラン」に基づく緑化活動(自社敷地内の緑化活動) (年間1活動以上)	2.1地上緑化(樹木等0㎡以上) 2.2屋上緑化(0㎡以上) 2.3壁面緑化(0㎡以上) 2.4地域住民との協働によるイベントの開催(地域の作品展・祭り・スポーツイベント等)	目標	計画	計画	計画	補助金	補助金	補助金	植栽	育成	育成	育成	育成	完成	◎◎	
		実績・実施	○	○	○	○	○	○								
		観察・成長度								写真①	写真②	写真③	写真④	写真⑤		写真⑥
		・昆虫、鳥								記録①	記録②	記録③	記録④	記録⑤		記録⑥
		・特記事項								特記①		特記②				特記③
		適合性評価	A	A	A	C	A	A	A	C	B	A	A	A		A
3 生物多様性 「京都市生物多様性プラン」に基づく生態系保全活動 (年間1活動以上)	3.1森林の生態系保全活動 3.2棚田・森林の生態系保全活動 3.3雨庭の取組み 3.40000 3.50000	目標	計画	計画	計画	届	届	届	活動	活動	活動	活動	活動	活動	××	
		実績・実施	○	○	○	○	○	○								
		観察・								写真①	写真②	写真③	写真④	写真⑤		写真⑥
		・特記事項								記録①	記録②	記録③	記録④	記録⑤		記録⑥
		・特記事項								特記①		特記②				特記③
		適合性評価	C	B	A	C	B	A	A	C	B	A	A	A		A
環境管理責任者の確認評価 (毎月行う)	総合適合性評価														◇◇	
	不適合の内容															
	修正対策															
最高責任者の評価コメント(3ヶ月ごとに行う)															〇〇	

適合性評価基準: 達成度 A良好(100%以上達成)、Bやや不足(90%以上達成)、C不適合(90%未満)

総合適合性評価は一番悪いものの評価を記入する。

注: C不適合と判定された場合、直ちに原因を調査し、修正処置を講ずること。Bやや不足となった場合、Bが2ヶ月以上連続すれば予防処置を講ずる。

(付表—1) 環境改善目標の概要並びに単年度実績：例2 (生物多様性)

ケース	区 分	環境改善目標 (中長期)	基準年度実績		単年度目標と実績		
			20WW 年度		20XX 年度	20YY 年度	20ZZ 年度
1	希少植物の 生息域外保全	3年間で3種	—	目標	フタバアオイ	フジバカマ	ヒオウギ
				実績			
2	自社敷地内の 緑化活動	5 m ²	—	目標	基準年度からの増 加：5 m ²	基準年度からの 増加：10 m ²	基準年度からの 増加：15 m ²
				実績			
3	森林の生態系 保全活動	団体に参加し 活動を行う	—	目標	団体活動に 参加申請・認可	活動に参加	活動に参加
				実績			
4							

概要

は
こと →P.1

コミュニティへの参画 及びコミュニティの発展

- ポイント →P.13
- 地域住民との対話から、教育・文化の向上、雇用の創出まで、幅広くコミュニティに貢献する
- 日本の中小企業における留意点
- 法令などで定められたことは少なく、自主的取り組みが特に重要である
 - 地域コミュニティとのかかわりが薄くなってきた現代において重要である
- 取り組み例
- ボランティア活動、地域住民・児童を対象にした教育活動、地域におけるスポーツ促進

人権

- ポイント →P.8
- 人権を守るためには、個人・組織両方の意識と行動が必要
 - 直接的な人権侵害だけでなく、間接的な影響にも配慮し、改善する
- 日本の中小企業における留意点
- 日本でも人権問題は根強く残っているため、注意が必要
 - 海外に拠点・取引をもつ企業は、海外での人権保護に十分な確認が必要
- 取り組み例
- 差別のない雇用、人権教育

消費者課題

- ポイント →P.16
- 組織の活動、製品、サービスが消費者に危害を与えないようにする
 - 製品・サービスを利用した消費者が環境被害など社会に悪影響を及ぼさないようにする
- 日本の中小企業における留意点
- 消費者課題への意識はますます高まっている。より積極的な行動が必要である
 - 組織の自主的取り組みが重要である
- 取り組み例
- 積極的な情報開示、消費者とのコミュニケーション強化、エコ製品製造

組織統治

- ポイント →P.7
- 組織として有効な意思決定の仕組みをもつようにする
 - 十分な組織統治は、社会的責任実現の土台である
- 取り組み例
- 監査役や監事の選定と適正な運営、ステークホルダー・ダイアログ、社外専門家の活用
- 組織

労働慣行

- ポイント →P.10
- 労働慣行は、社会・経済に大きな影響を与える
 - 「労働は商品ではない」が基本原則である
- 日本の中小企業における留意点
- 雇用機会、労働時間など労働関連法令の再確認からスタートする
 - 従業員・労働組合との話し合いなどを通じ、組織と従業員にとってよりよい仕組みを作る
- 取り組み例
- 職場の安全環境の改善、ワーク・ライフバランス推進、人材育成・職業訓練

公正な 事業慣行

- ポイント →P.13
- 他の組織とのかかわりあいにおいて、社会に対して責任ある倫理的行動をとる
- 日本の中小企業における留意点
- 独占禁止法・下請け法を再確認する
 - 組織のトップが取り組む姿勢を示すことが重要である
- 取り組み例
- 意識向上教育、内部通報・相談窓口の設置、フェア・トレード製品などの購入

環境

- ポイント →P.12
- 組織の規模にかかわらず、環境問題へ取り組む
 - 環境への影響が「わからないから取り組まない」ではなく、「わからなくても、環境問題に取り組む」の予防的アプローチをとる
- 日本の中小企業における留意点
- 最低限、法令・条例を再確認する
 - どんな組織でも環境への接点はある身近なところからできることを実施する
- 取り組み例
- 省エネ・省資源、CO₂削減、サプライチェーンにおける環境・生物多様性保全活動

鍵となる
7つの中核主題